



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



第4号様式



流 ツ 第 6 7 号
平成30年3月15日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年2月19日付け、流監第90号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告書番号 及び年月日	流監第90号 平成27年 2月19日		
監査の種別	定期監査・行政監査結果報告		
部課等名	指摘事項等	区分	措置事項
経済振興部 流山本町・利根運河ツーリズム推進課	流山市観光協会の事務事業について、補助金交付事務と補助金交付団体の事業自体を同一課が行っている。職員に事件・事故を起こさせないという観点から、一日も早い観光協会の自立を要望する。	意見	経理面において、職員の事件・事故を起こさせないようにするため、キャッシュカードの廃棄を行うとともに、通帳管理者及び、管理職職員による日々の「観光協会売上確認簿」「保管庫内現金確認」「通帳出金表」による確認作業を行い、複数職員による不正防止対策を実施している。 さらに協会通帳銀行印の管理及び執行についても、事務局管理でなく、協会の会計担当者による管理及び執行チェックに切り替え実施している。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。